(7)　特定保健指導実施者に身分を証する書類を携行させ、特定保健指導の利用者等から求められたときは、これを提示すること。

(8)　特定保健指導実施者の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うとともに、特定保健指導を行う施設の設備及び備品等について衛生的な管理を行うこと。

(9)　虚偽又は誇大な広告を行わないこと。

(10)　特定保健指導の利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるとともに、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録すること。

(11)　従業者及び会計に関する諸記録を整備すること。

○厚生労働省告示第九十四号

高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成十九年厚生労働省令第百四十号）第四十条の二第四項第二号の規定に基づき、高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令第四十条の二第四項第二号の規定に基づき特定健康診査等の実施体制その他の事項について厚生労働大臣が定める基準を次のように定め、平成二十五年四月一日から適用する。

平成二十五年三月二十九日　　厚生労働大臣　田村　憲久

高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令第四十条の二第四項第二号の規定に基づき特定健康診査等の実施体制その他の事項について厚生労働大臣が定める基準

高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令第四十条の二第四項第二号の特定健康診査等の実施体制その他の事項についての基準は、次のとおりとする。

一　次のいずれかの基準を満たすこと。

イ　保険者が特定健康診査（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「法」という。）第十八条第一項に規定する特定健康診査をいう。以下同じ。）又は特定保健指導（同項に規定する特定保健指導をいう。以下同じ。）を実施する場合において、当該保険者が特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第十七条の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定健康診査及び特定保健指導の実施に係る施設、運営、記録の保存等に関する基準（平成二十五年厚生労働省告示第九十三号。以下「実施基準」という。）に定める基準を満たしていること。

ロ　保険者が法第二十六条の規定により他の保険者に特定健康診査又は特定保健指導の実施を依頼する場合において、当該保険者が実施基準に定める基準を満たす他の保険者と契約していること。

ハ　保険者が法第二十八条の規定により特定健康診査又は特定保健指導の実施を他の医療機関等に委託する場合において、当該保険者が特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第十六条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（平成二十五年厚生労働省告示第九十二号）を満たす他の医療機関等に委託していること。

二　保険者（前号ロに掲げる場合にあっては同号ロに規定する他の保険者、同号ハに掲げる場合にあっては同号ハに規定する医療機関等を含む。）が特定健康診査又は特定保健指導の対象者に対し、当該特定健康診査又は特定保健指導を受診又は利用すべき旨を受診券又は利用券の配布その他それに類する方法により、適切に通知していること。

○厚生労働省告示第九十五号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第六条の四第二項第一号及び第三項並びに第二十八条の十第二項第一号及び第三項の規定に基づき、租税特別措置法第十二条の二第一項各号及び第四十五条の二第一項各号の規定の適用を受ける機械及び装置並びに器具及び備品を指定する件（平成二十一年厚生労働省告示第二百四十八号）の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から適用する。

平成二十五年三月二十九日　　厚生労働大臣　田村　憲久

別表一の1の項中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第二号とし、第五号を第三号とし、第六号を削り、第七号を第四号とし、第八号から第十九号までを三号ずつ繰り上げ、第二十号から第二十三号までを削り、第二十四号を第十七号とし、第二十五号から第四十八号までを七号ずつ繰り上げ、第四十九号から第六十二号までを削り、第六十三号を第四十二号とし、第六十四号を第四十三号とし、第六十五号から第六十八号までを削り、第六十九号を第四十四号とし、第七十号から第七十六号までを二十五号ずつ繰り上げ、第七十七号中「ビデオ軟性腹腔鏡」を「ビデオ軟性腹腔鏡（3D）」に改め、同号を第五十二号とし、第七十八号から第百三十号までを二十五号ずつ繰り上げ、

百三十一　腹腔鏡用ガス気腹装置	」を
百六　腹腔鏡用ガス気腹装置	」
百七　非中心循環系アフターローディング式ブラキセラピー装置	
百八　定位放射線治療用放射性核種システム	
百九　定位放射線治療用加速器システム	
百十　線形加速器システム	に
百十一　粒子線治療装置	
百十二　放射線治療シミュレータ	
百十三　放射線治療装置用シンクロナイザ	」

百十四から百二十二までを削り、百二十三を百十四とし、百二十四から百二十九までを十八号ずつ繰り上げ、

百四十　滑走式ミクロトーム	」を
百二十二　滑走式ミクロトーム	」
百二十三　検体前処理装置	に

改める。

別表一の2の項中第二号から第五号までを次のように改める。

二　体外循環装置用遠心ポンプ駆動装置	
三　アテローム切除アブレーション式血管形成術用カテーテル駆動装置	
四　補助循環用バルーンポンプ駆動装置	
五　補助人工心臓駆動装置	

別表一の2の項中第六号から第十四号までを削り、第十五号を第六号とし、第十六号から第二十号までを九号ずつ繰り上げる。

別表一の3の項中第六号及び第七号を削り、第八号を第六号とし、第九号を第七号とし、第十号を削る。

別表一の4の項中「脳血管疾患」の下に「又は精神疾患」を加え、同項中

脳波解析装置	」を
脳波解析装置	」
査オキシメータ	に改める。

八　長時間	」
八　長時間	」を
九　機能検	」

別表一の5の項第四号中「エルビウム・ヤーグレーザ」を「エルビウム・ヤグレーザ」に改め、同項第五号中「ネオジメウム・ヤーグレーザ」を「ネオジミウム・ヤグレーザ」に改める。